

令和7年度 医療従事者の負担軽減及び処遇改善に資する計画

1 勤務医（医師）の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

1) 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

項目	目標達成年次	具体的な取り組み内容
初診時の予診の実施	未定 (達成年度も含めて検討)	- 令和6年4月よりマイナンバーカードの保険証利用において過去の診療情報の閲覧同意を得た患者は、電子カルテから診療情報や健康診断情報の閲覧が可能となり、問診票と併せてスムーズで正確な患者の疾病状況の把握を支援している。令和5年10月時点で5%だったマイナ保険証利用率も令和6年11月時点で25%まで増加（外来患者利用率/レセプト件数ベース）。今後も利用促進とマイナ保険証利用の定着を目指す。 - 令和6年度電子サインWGを開催したが、問診票の運用は診療科毎に異なり、電子化が必ずしも職員の効率化にはつながらないことから、同意書等の電子サイン化を検討した。 - 令和6年8～9月に各診療科（病棟医長・外来医長）へのヒアリングを実施。問診票（紙）で運用している場合が多くDCへの介入要望はなし。対面で実施している診療科についても、DC介入の要望はなかった。（産・婦人科、耳鼻頭頸部外科、糖代謝内科）予診の聴取ではなく、予診記録のカルテ記載（下書き）など、事務的な作業をDCに実施してもらうことで、診療がよりスムーズに実施できるとのこと。陪席で介入している乳腺内分泌外科、画像診断・治療科、歯科に関しては、問診情報の下書き・スキャン取込は、陪席業務開始当初より、実施されている。一部病棟に配置されているDCも、予診カルテの下書き、画像取り込み依頼など、初診患者にかかる業務の一部は実施しており、現在の配置人員で対応可能な業務については着手している。今後は、人材・業務場所の確保が整い次第、適宜診療科と相談の上、予診記録のカルテ記載（下書き）など、事務的作業支援を検討していく。
静脈採血等の実施	実施済み (令和7年度も継続)	中央採血室における検査オーダーに基づく静脈採血は、原則看護師が実施するが、臨床検査技師も並行して採血を行う。
入院の説明の実施	実施済み (令和7年度も継続)	- 令和6年11月に患者説明用の受付ブースを設置し、入院前支援に係る事前準備業務を集約化したことで、外来ブロックの混雑緩和や外来看護師の負担軽減に寄与することができた。また、入院前支援の対象を13診療科から15診療科に増加したことや当日支援の件数を増やしたことで、月平均の入院前支援の実績が95.5件（令和5年度）から104.4件（令和7年1月末現在）に増加した。 - 令和7年7月には管理棟1階へ移転することを予定しており、移転後は現在の3ブースから11ブースに拡大することになるため、人員増に伴う多職種の教育や患者の導線の確保、患者への周知方法などを検討し、スムーズ

		に移転できるようにする。移転後は、更なる業務拡充に向けて計画的に準備を進める。
検査手順の説明の実施	実施済み (令和7年度も継続)	- 令和3年6月から入院前支援業務の一環として患者用クリニカルパスを用いた検査手順の説明を開始しており、検証を行いながら課題を整理し、対象診療科の拡充を行っている。現在は、入院前支援の対象を外科系の全身麻酔の手術の患者をメインに行っているが、今後は、順次、内科にまで拡大することを予定している。 - 引き続き定期的に関係職種が集まって課題の整理、業務の改善を行い、診療科毎に作成しているマニュアル、説明用紙等の統一した説明ができるように見直しを行い体制を整えていく。
薬の説明や服薬の指導	実施済み (令和7年度も継続)	- 薬剤師による術前休薬指導、病棟薬剤業務、薬剤管理指導業務、外来経口抗がん剤服薬指導、自己注射指導等は継続して実施している。 - 入院前支援業務における薬剤師持参薬確認業務の実施件数は増加傾向（持参薬確認件数 R6 年 12 月 151 件、1 月 140 件）、R6 年 11 月から入院時支援加算が開始した。 - R7 年度は入院前支援以外のハイリスク患者の周術期持参薬確認業務の OCR などの導入などを検討し効率化を目指す。また院内周術期休薬一覧表更新を行う。（機能評価受審において周術期入院前患者への関与が少ないとのコメントあり）

イ 医師の勤務体制等にかかる取組

項目	目標達成年次	具体的な取組計画
①勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済み (令和7年度も継続)	オンコールも含め、2夜連続での当直割振りは行わないよう、割振りの段階で事務部が継続してチェックを行う。
②前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保(勤務間インターバル)	実施済み (令和7年度も継続)	- 勤務間インターバルに関する規則（2023年10月施行）に基づき、適正な勤務時間管理を行い、出退勤時間の把握と休息時間の確保を継続して確実に行う。 - 手術業務の効率化。
③予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	実施済み (令和7年度も継続)	医療安全の立場から予定手術前日の当直（オンコール含む）や夜勤を軽減して休息の確保を継続して行う。
④当直翌日の業務内容に対する配慮	実施済み (令和7年度も継続)	医療安全の観点からオンコールも含め当直翌日の業務を軽減して休息の確保を継続して行う。
⑤交替勤務制・複数主治医制の実施	実施済み (令和7年度も継続)	これまで実施してきたチーム医療を土台として、複数の医師によるチーム編成を推進することで機能する複数主治医制を継続して実施する。
⑥育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済み (令和7年度も継続)	ダイバーシティ推進委員会が実施している育児介護支援情報会等で既存制度の説明を行うとともに、周知を実施することで継続して利用者の拡大を図る。
⑦会議やカンファレンスの効率化・合理化	実施済み (令和7年度も継続)	会議等の開催時間を時間外から時間内へ変更、開催時間の短縮化、メンバーの削減、会議等の統合・廃止、研修参加義務の緩和等を実施する。

2) 特定の個人に業務負担が集中しないように配慮した勤務体系の策定

- ・平成30年10月から、医師が、診療または手術の時間に合わせて、早出・遅出のシフト勤務ができるよう細かく設定を行うとともに令和5年4月から一部医師の変形労働時間制の導入し、令和6年4月から医員も変形労働時間制導入により、特定の医師に集中することなく、効率良く業務分担ができるような勤務体系を設けている。

2 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

項目		目標達成年次	令和6年度の取組み内容
ア 業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	実施済み (令和7年度も継続)	・パートナーシップ・ナーシングシステムにおける業務の相互フォロー ・病棟等の状況に応じた他部署からの応援看護師の派遣 ・多様な勤務形態の導入による業務量の分散
イ 看護職員と多職種との業務分担	薬剤師	実施済み (令和7年度も継続)	・薬剤師による持参薬確認業務等の分担
	リハビリ職種	実施済み (令和7年度も継続)	・ベッドサイドリハの実施による重症患者（移送支援室に依頼できない患者）移送業務の軽減
	臨床検査技師	実施済み (令和7年度も継続)	・外来における検査に必要な採血業務の分担
	臨床工学技士	実施済み (令和7年度も継続)	・医療機器の病棟巡回確認等による分担
	その他（職種クランク）	実施済み (令和7年度も継続)	・各種事務補助業務支援や受付一次対応等による分担
ウ 看護補助者の配置	看護補助者の夜間配置等	一部実施済み (令和7年度も継続)	・R2.7.1より、医療系学生を看護助手（ナースエイド）として雇用し、16時以降22時までの夜間看護補助業務の充実を図るべく継続 ・看護助手の処遇改善として単価改定及びフルタイム勤務化の導入
エ 短時間正規雇用の看護職員の活用	短時間正規雇用の看護職員の活用	実施済み (令和7年度も継続)	・育児短時間制度の活用
オ 多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	実施済み (令和7年度も継続)	・多様なニーズに対応すべく細かな勤務形態の導入 ・夜勤専従看護師の導入
カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	実施済み (令和7年度も継続)	・本院職員の職場復帰を支援するため、平成25年5月から開園
	夜間保育の実施	実施済み (令和7年度も継続)	・本院職員の就業と育児の両立を支援するため、平成29年4月から開園
	夜勤の減免制度	実施済み (令和7年度も継続)	・本学制度（子が小学校就学の始期に達するまで）及び看護部への届出（本学制度以降）により取得可能
	半日・時間単位休暇制度	実施済み (令和7年度も継続)	・本学制度（半日・時間単位とした年次有給休暇制度）を活用し、特に、夜勤は時間単位での取得により、多様なニーズに対応 ・育児・介護短時間勤務者にも半日単位取得の導入
	所定労働時間の短縮	実施済み (令和7年度も継続)	・育児時間制度（1日最大で2時間を短縮）、及び育児短時間勤務制度（1週間あたり19時間30分から25時間の勤務時間）で多様なニーズに対応
	他部署への配置転換	実施済み (令和7年度も継続)	・拘束勤務時間が長い部署については、出産又は育児を事由として、本人から看護部への要望により配置転換を実施
キ 夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	実施済み (令和7年度も継続)	・夜勤専従看護師の導入によるその他の夜勤従事者の負担軽減
	月の夜勤回数の上限設定	実施済み (令和7年度も継続)	・1期間において12回を上限として設定

3 医師業務等役割分担推進計画

1) 看護業務関連

①注射剤の返品業務

2) 薬剤業務関連

①病棟薬剤師業務

4 医師の働き方改革におけるタスクシフト／シェア推進計画

医師の働き方改革に向けた取り組みの一環として、医師業務の他職種へのタスクシフト／シェアを推進するために作成した「タスクシフト／シェア推進計画書」に基づき、各推進責任者のリーダーシップのもと積極的に推進していく。